

〇つくば市産業創出支援補助金交付要綱

平成15年4月30日

告示第110号

改正	平成15年11月4日告示第260号	平成16年7月16日告示第195号
	平成17年8月9日告示第222号	平成18年2月27日告示第36号
	平成19年3月27日告示第125号	平成19年7月20日告示第290号
	平成22年4月1日告示第168号	平成26年3月18日告示第349号
	平成29年3月31日告示第411号	平成30年3月30日告示第383号
	平成31年3月29日告示第456号	令和2年5月13日告示第307号
	令和3年4月1日告示第239号	令和4年4月1日告示第216号
	令和5年3月31日告示第258号	

(目的)

第1条 この要綱は、販路拡大に取り組む中小企業者等及びつくばクオリティの認定事業者並びに経営の強化に取り組む中小企業者等に対し予算の範囲内で補助することにより、本市における産業及び雇用の創出を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(平29告示411・令4告示・令5告示 一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げる者であつて、市内に本店若しくは事業所を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 前2号に掲げる者を構成員とするもの

2 この要綱において「つくばクオリティ認定事業者」とは、製品等について、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱（令和2年つくば市告示第

631号) 第8条第1項の規定による認定を受けている者をいう。

3 この要綱において「経営革新計画」とは、中小企業等経営強化法(平成11年 法律第18号)第14条第1項に規定する経営革新計画をいう。

4 この要綱において「経営力向上計画」とは、中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画をいう。

5 この要綱において「展示会」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 主催者が開催期間等を指定する展示会等で製品等の宣伝又は商談を目的とするものであること。

(2) 複数の出展者が参加する展示会等であること。

(3) 販売を主たる目的とする展示会でないこと。

(4) 展示会出展支援補助金を申請する者自らが主催し、又は運営に携わる展示会等でないこと。

6 この要綱において「オンライン展示会」とは、インターネットを活用した非対面型の展示会をいう。

7 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

8 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う中小企業者等又はつくばクオリティ認定事業者をいう。

(平29告示411・令3告示・令4告示・令5告示 一部改正)

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 展示会出展支援補助金

(2) 中小企業者等経営強化促進奨励補助金

(平16告示195・平17告示222・平18告示36・平22告示168・平26告示349・

平29告示411・平30告示383・令3告示・令4告示 一部改正)

(補助金の交付の内容)

第4条 補助金の交付の趣旨、補助要件、補助金額及び補助事業期間は、別表第1

のとおりとする。

- 2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(平16告示195・一部改正)

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる提出書類を添付して同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

(平16告示195・平17告示222・平29告示411・一部改正)

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。

- (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
- (3) つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号)及びこの要綱の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(平29告示411・平31告示456・一部改正)

(変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項について

変更が生じたときは、速やかに補助事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額又は補助事業期間の変更を伴わない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業変更承認書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（平29告示411・平30告示383・一部改正）

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は会計年度が終了する日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）に収支決算書及び支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 展示会出展支援補助金 次に掲げる書類

ア 宣伝又は商談状況の概要書

イ 出展状況を示す写真又は画像

(2) 中小企業者等経営強化促進奨励補助金 次に掲げる書類

ア 中小企業等経営強化法第14条第3項の規定による経営革新計画の承認に係る通知書の写し（新たに当該承認を受けた場合に限る。）

イ 中小企業等経営強化法第17条第6項の規定による経営力向上計画の認定に係る通知書の写し（新たに当該認定を受けた場合に限る。）

ウ 経営革新計画又は経営力向上計画の実施状況の概要書

（平29告示411・平30告示383・令3告示・令4告示 一部改正）

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7

号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(平16告示195・平18告示36・平29告示411・平30告示383・令3告示・令4告示 一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の補助要件を欠くことになったとき。

(2) 市税を滞納しているとき。

(3) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。

(4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

(5) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(平16告示195・平31告示456・一部改正)

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助事業者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(平16告示195・平29告示411・一部改正)

(報告又は調査)

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に

対し、報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(平19告示290・旧附則・一部改正)

(平成19年度における創造的研究開発補助金の申請期間の特例)

- 2 平成19年度に限り、創造的研究開発補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、第5条の規定にかかわらず、平成19年8月1日から同月31日までの間、当該補助金の交付申請に必要な書類を市長に提出することができる。

(平19告示290・追加)

附 則 (平成15年告示第206号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のつくば市産業創出支援補助金交付要綱の適用については、平成15年4月1日から施行日の前日までに操業した中小企業者等の産業創出奨励補助金に係る申請期間は、別表第2の産業創出奨励補助金の項中「事業所の操業開始後」とあるのは「施行日以後」と読み替えるものとする。

附 則 (平成16年告示第195号)

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第222号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表第1の4経営革新計画承認奨励補助金の表補助事業期間の項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年告示第36号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第125号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第290号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年告示第168号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年告示第349号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第411号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前の平成27年度及び平成28年度において、この要綱による改正前のつくば市産業創出支援補助金交付要綱第3条第1号に規定する賃貸型企業立地推進奨励補助金の交付決定を受けている者に係る当該賃貸型企業立地推進奨励補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年告示第383号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第456号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（平29告示411・全改、平30告示383・平31告示456・令3告示・令4告示・令5告示 一部改正）

1 展示会出展支援補助金

項目	内容
交付の趣旨	次の各号に掲げる製品等の宣伝又は商談のために展示会に出

	<p>展する当該各号に定めるものに対し、その出展に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等及びつくばクオリティ認定事業者の販路拡大を促進し、産業の活性化を図る。</p> <p>(1) 製品等の特徴的な部分の全てを自ら開発し、又は生産した製品等 中小企業者等</p> <p>(2) つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第8条第1項の規定による認定を受けている製品等 つくばクオリティ認定事業者</p>
補助要件	<p>1 次の各号のいずれにも該当する中小企業者等であること。</p> <p>(1) 製品等の特徴的な部分の全てを自ら開発し、又は生産した製品等の宣伝又は商談を目的として、国内若しくは国外で開催される展示会又はオンライン展示会に出展するものであること。</p> <p>(2) 一の年度において展示会出展支援補助金を受けていないこと。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれにも該当するつくばクオリティ認定事業者であること。</p> <p>(1) つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第8条第1項の規定による認定を受けている製品等の宣伝又は商談を目的として、国内若しくは国外で開催される展示会又はオンライン展示会に出展するものであること。</p> <p>(2) 一の年度において展示会出展支援補助金を受けていないこと。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p>

補助金額	<p>(1) 補助対象経費は、展示会の出展に要した経費であって、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 展示会に係る出展小間料（一の年度において一の展示会に係る出展小間料に限る。）</p> <p>イ 2人分を限度とする国外線の航空旅客運賃のうち次のいずれにも該当するもの</p> <p>(ア) 通常の経路及び方法によるものであること。</p> <p>(イ) エコノミークラスで往復するものであること。</p> <p>(ウ) 2人が同一の経路によるものであること（2人分の航空旅客運賃を補助対象経費とする場合に限る。）</p> <p>(エ) 一の渡航で複数の展示会に出展する場合にあっては、最初の展示会の会場までの航空旅客運賃及び最後の展示会の会場からの航空旅客運賃（これらの航空旅客運賃のうち展示会出展支援補助金の交付の趣旨を踏まえ不相当と認められるものを除く。）であること。</p> <p>ウ 国外線の燃油特別付加運賃</p> <p>エ 国外線の航空保険特別料金</p> <p>オ オンライン展示会に係る出展料（製品等の情報の掲載に係る費用及び商談をするための機能の付加に係る費用を含む。）</p> <p>(2) 補助金額は、前号に規定する経費の総額の2分の1以内の額とし、次のアからウまでに掲げる額を限度とする。</p> <p>ア 国内で開催される展示会の場合 30万円</p> <p>イ 国外で開催される展示会の場合 50万円</p> <p>ウ オンライン展示会の場合 10万円</p>
補助事業期間	交付決定のあった日から補助事業完了の日まで

2 中小企業者等経営強化促進奨励補助金

項目	内容
交付の趣旨	<p>経営革新計画又は経営力向上計画を策定し、又はそれらの計画に記載した事項を実施する中小企業者等に対し、それらの策定又はそれらの計画に記載した事項の実施に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の経営の強化を促進し、産業の活性化を図る。</p>
補助要件	<p>次の各号のいずれにも該当する中小企業者等であること。</p> <p>(1) 一の年度において中小企業者等経営強化促進奨励補助金を受けていないこと。</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p>
補助金額	<p>(1) 補助対象経費は、経営革新計画又は経営力向上計画の策定又はそれらの計画に記載した事項の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 委託費（専門的な知識を有する者に経営革新計画又は経営力向上計画の策定又はそれらの計画に記載した事項の実施を委託する場合に限る。）</p> <p>イ 印刷製本費</p> <p>ウ 通信運搬費</p> <p>エ 機械装置・工具器具購入費</p> <p>オ 宣伝広告費</p> <p>カ 講師、専門家等への謝礼及び交通費</p> <p>(2) 補助金額は、前号に規定する経費の額とし、10万円を限度とする。</p>
補助事業期間	<p>交付決定のあった日から補助事業完了の日まで</p>

別表第2（第5条関係）

（平29告示411・全改、平30告示383・平31告示456・令3告示・令4告示・令5告示 一部改正）

補助金の種類	申請期間	提出書類
展示会出展支援補助金	4月1日から翌年2月末日まで	(1) 出展状況を明らかにする書類 (2) 事業計画書 (3) 行程表(国外で開催される展示会に出展する場合に限る。) (4) 法人登記事項証明書の写し(個人にあつては個人事業の開業届出書の写し) (5) 最新の決算書の写し (6) 市税に滞納がないことを証する書類の写し(申請日以前30日以内に発行されたものに限る。)
中小企業者等経営強化促進奨励補助金	4月1日から翌年3月20日まで	(1) 事業計画書 (2) 補助対象経費に係る見積書 (3) 法人登記事項証明書の写し(個人にあつては個人事業の開業届出書の写し) (4) 定款又は規約の写し(法人の場合に限る。) (5) 中小企業等経営強化法第14条第3項の規定による経営革新計画の承認に

		<p>係る通知書の写し（既に当該承認を受けている場合に限る。）</p> <p>(6) 中小企業等経営強化法第17条第6項の規定による経営力向上計画の認定に係る通知書の写し（既に当該認定を受けている場合に限る。）</p> <p>(7) 市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請日以前30日以内に発行されたものに限る。）</p>
--	--	--